

滋賀県高次脳機能障害者支援センター指定要綱

（目的）

第1条 高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく、滋賀県高次脳機能障害者支援センター（以下「センター」という。）の指定について、必要な事項を定める。

（指定の申請）

第2条 法第19条第2項に基づく指定の申請は、センター指定申請書（別紙様式第1号）によるものとし、指定を受けようとする者は、次の添付書類を添付し、知事に提出するものとする。

- （1）センター指定要件確認表
- （2）事業計画書
- （3）役員名簿（法人または団体の場合）
- （4）その他参考となる書類

（センターの指定）

第3条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請者が法第19条第1項各号に掲げる業務を、適正かつ確実に行うことができると認める場合には、速やかにセンターに指定するものとする。

2 前項の指定に当たっては、滋賀県精神保健福祉審議会の承認を得るものとする。

3 センターの指定は、センター指定通知書（別紙様式第2号）の交付により行う。

（指定の取り消し）

第4条 法第23条に基づき、センターの指定を取り消すときは、知事は速やかにその旨を当該施設に対し、センター指定取消し通知書（別紙様式第3号）により通知するものとする。

（雑 則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行する。